

河南町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 河南町

事 業 名 : 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (供用開始後28年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	34.8人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区(大井処理区)		
処 理 場 数	なし(流域関連下水処理場である大井水みらいセンターに接続)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28(2016)年度に「南河内4市町村下水道事務広域化協議会」を設置し、下水道事務の相互連携を進めている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	現行使用料施行年月日平成5年6月17日			
	二部使用料制(基本使用料と従量使用料)を採用下水道使用料算定表(税別)			
	区分	基本料金	従量料金(1m ³ につき)	
	一般汚水	260円	1m ³ 以上 10m ³ まで	65円
			11m ³ 以上 20m ³ まで	75円
			21m ³ 以上 30m ³ まで	85円
			31m ³ 以上 40m ³ まで	95円
			41m ³ 以上 50m ³ まで	115円
			51m ³ 以上 100m ³ まで	135円
101m ³ 以上 150m ³ まで			155円	
151m ³ 以上			175円	

業務用使用料体系の概要・考え方	他と区別していない						
その他の使用料体系の概要・考え方	特になし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,660	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	1,997	円
	令和5年度	1,660	円		令和5年度	2,033	円
	令和6年度	1,660	円		令和6年度	2,017	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	担当職員4名			
事業運営組織	<pre> graph LR A[まち創造部] --- B[都市環境課] B --- C[下水道総務] B --- D[下水道工務] </pre>			

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	電子計算機等保守管理業務、マンホールポンプ維持管理業務、事業場排水規制等補助業務など専門的な技術力が必要な業務を委託。
	イ 指定管理者制度	実績なし
	ウ PPP・PFI	W-PPP導入に向けて、令和6年度から近隣市町村と共同しての導入可能性調査の実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実績なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実績なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

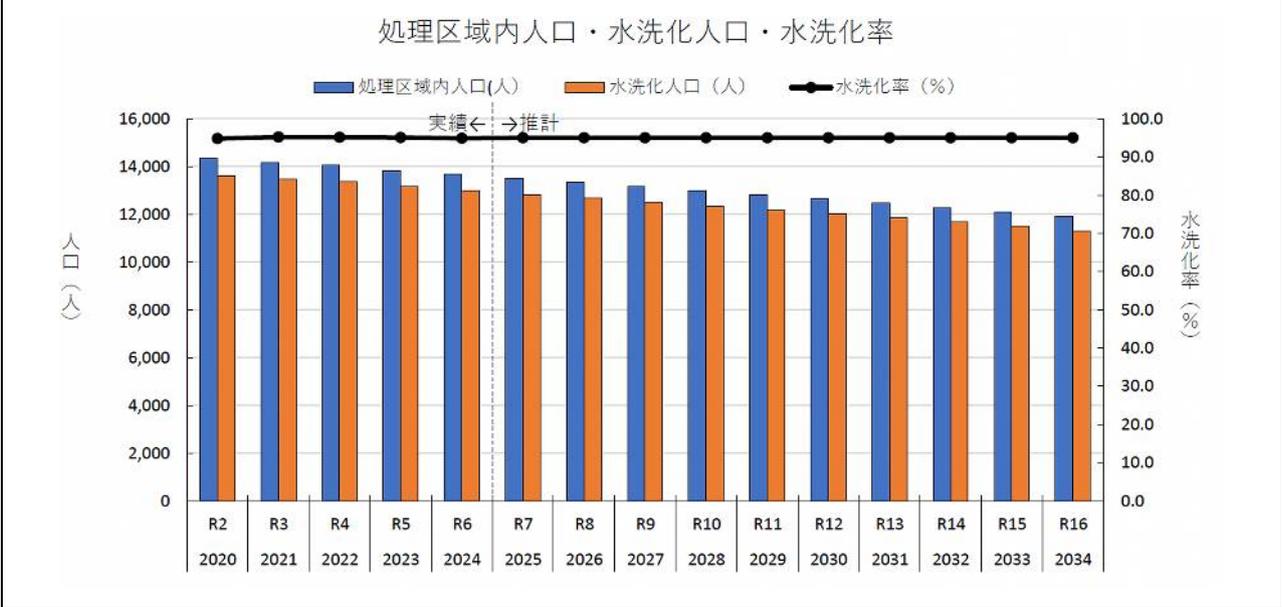
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>公営企業は、受益者負担による経営の自立性を高める必要がある。</p> <p>本町の下水道普及率は、94.1%で概ね概成している。しかし、経費回収率(汚水処理費に占める使用料の割合)は、公共下水道事業で68.79%、特定環境保全公共下水道事業で70.35%である。</p> <p>汚水処理原価(有収水量1㎡に占める汚水処理費)は供用開始当初から流域での共同処理を行っており、汚水処理費を低く抑えた結果、汚水処理原価(有収水量1㎡に占める汚水処理費)は公共下水道事業で147.85円/㎡、特定環境保全公共下水道事業で144.21円/㎡である。しかし、使用料単価(有収水量1㎡あたりの使用料単価)は公共下水道事業で102.36円/㎡、特定環境保全公共下水道事業で89.93円/㎡である。よって、汚水処理費(汚水処理に要する費用で、維持管理費と資本費から成る)を下水道使用料で賄えていない。下水道事業費の不足分は、河南町一般会計からの繰入金で充当している。</p> <p>以上のことから、経費回収率の向上を考察した場合、使用料の改定が必須である。</p> <p>※数字は、令和5年度(2023年度)現在 令和5年度決算「経営比較分析表」を添付</p>
--

2. 将来の事業環境

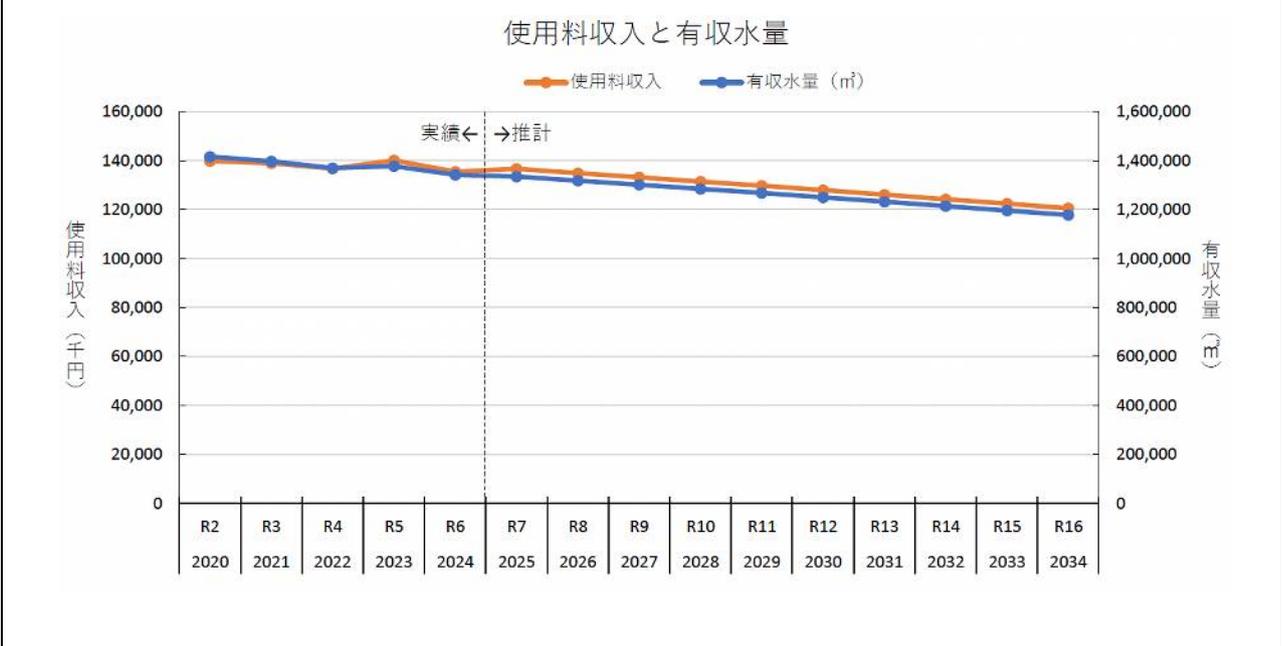
(1) 処理区域内人口の予測

本町では、平成28年3月に人口減少・人口構造変化が地域の将来に与える影響の考察をした「河南町ひとづくりビジョン(人口ビジョン)」を策定しており、そこでは河南町将来展望人口と総人口の推移が示されているが、本経営戦略の行政区域内人口は、下水道事業を経営する上で、より厳しい国立社会保障・人口問題研究所による人口推計(令和5(2023)年推計)を採用する。



(2) 有収水量及び使用料収入の見通し

有収水量については過去の実績をもとに水洗化率を95%とし、一人あたりの使用水量を104㎡として上記の人口推計を踏まえて算出。また、使用料収入については上記の水量をもとに、現行の基本料金及び従量料金体系を踏まえ算出。



(3) 施設の見通し

令和6(2024)年度は老朽化資産(布設から75年を超過している管路)はないが、経年化資産(布設から51年以上75年以下の管路)は全延長の約20%である。令和31(2049)年度に健全資産(布設から50年以下)は全延長の約41%となり、経年化資産が全延長の約39%に増加する。また、老朽化資産が全延長の20%を占めている。以降、健全資産は減少し、令和56(2074)年度に経年化資産が約41%となり、老朽化資産が約59%となる。道路陥没等の事故を未然に防止し、管路施設の継続的な使用を維持していくために、計画的かつ継続的に管路の改築を図っていくことが必要となる。

(4) 組織の見通し

下水道事業の職員数は平成14年度の6名、平成18年度の5名、平成22年度から4名、令和2年度から3名と人員削減し、組織の効率化と人件費の削減を目的とする取組みを行っている。今後も安定的で円滑な経営の維持を図り、全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員の配置と組織再編が重要となる。

3. 経営の基本方針

今後、経費回収率80%以上を達成するために、下水道使用料の改定を含めた経営改善を考えていく必要がある。また、毎年度計画数値と決算を比較することで、どの程度乖離が生じているかを把握し、重要指標による評価を行い、経営の適切性について検証する。詳細は経費回収率向上に向けたロードマップ参照。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	①公共下水道未整備箇所の整備促進 ②効率的な維持管理 ③雨水対策整備事業の促進

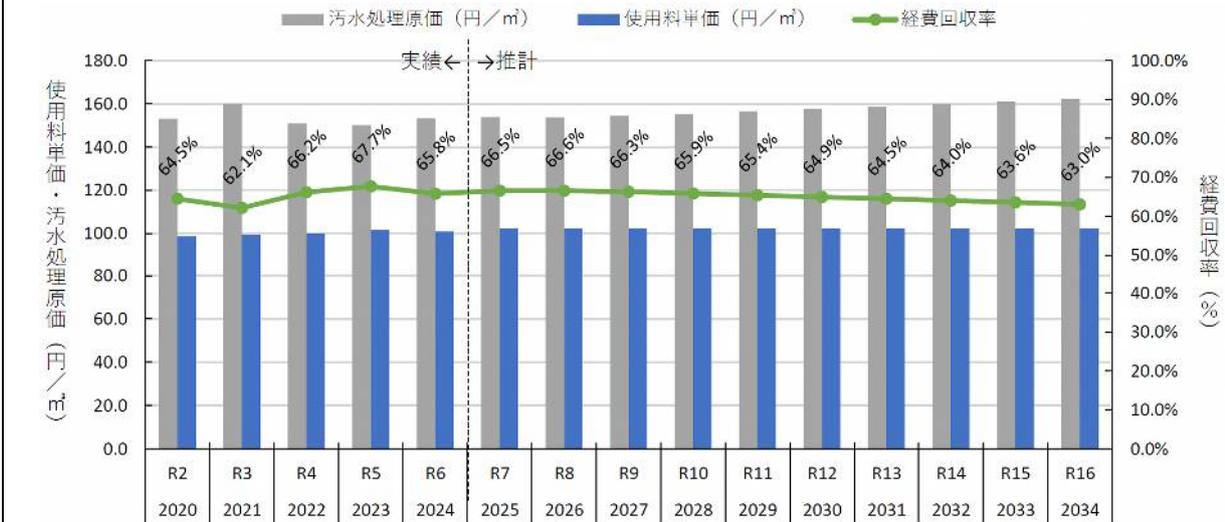
①公共下水道未整備箇所の整備促進
投資効果を踏まえつつ、未普及地域に管路施設の整備を実施する予定である。
②効率的な維持管理
下水道事業ストックマネジメント計画に基づき、効率的に進めていく予定である。
③雨水対策整備事業の促進
大宝地区の雨水整備事業を実施する予定である。
計画的に整備を進め、投資額を平準化することに留意する。

なお、毎年度2%の物価上昇率を踏まえて、投資計画を策定している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標

・財源の目標に関する事項
住民負担の軽減及び平準化を図るため、計画に基づいた起債の活用や下水道整備・下水道施設老朽化対策・雨水整備のための国庫補助金の確保に努める。
・使用料収入の見直しに関する事項
下水道普及率は、令和6年末時点で94.5%に達しており、今後普及率の向上による使用料収入の増加は見込めない。さらに人口減少や節水機器の普及により有収水量が減少、使用料収入の見直しは、今後10年間で10%ほど減少する見通しである。
・経費回収率の見直しに関する事項
経費回収率は60%台に留まる見込みであり、目標の80%を下回るため、下水道使用料改定の検討が必要である。
・企業債に関する事項
下水道事業は概成しているため、下水道整備事業費の減少により今後10年間で起債残高が約7億円減少し、令和12年度末で約20億6千万円の残高の見通しである。
・繰入金に関する事項
今後10年間の見直しとして、河南町一般会計からの繰入金が年間約1億3千万円であるものが10年後には2億円程度必要になると見込まれる。公営企業に求められる自立経営のために、経費削減と業務の効率化、下水道使用料の見直しによる繰入金の抑制が必要である。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・流域下水道維持管理負担金は府試算値に基づいて設定した。
・減価償却費は既往分に令和7(2025)年度以降の投資に係る減価償却費を加算した。
・支払利息について、新債分の利息は利率を1.7%と設定し、償還期間は①資本費平準化債に係る起債償還は、17年の元金均等償還うち3年据え置き②その他建設改良費等に係る起債償還は、40年の元利均等償還うち5年据え置ききの借入条件とした。
・企業債償還金について、支払利息と同じ条件で算出した。
・その他、実績を踏まえつつ、物価上昇率2%、人件費上昇率2.4%を見込んだ。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	「南河内4市町村下水道事務協議会」における技術継承の共同研究とアウトソーシングの共同処理について、継続して取り組んでいく。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を活用し、老朽化した施設の対策と平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ予定はないが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していく。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	河南町下水道事業は、河南町の税収を財源とする基準外繰入金で収支ギャップ(収入で支出を賅えない状態)を解消している状態である。収支ギャップ解消に係る取組等の合理化・効率化を実行しても収益確保が見込めない状況のため、使用料改定を検討する必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	現在、活用できる資産の見込みはないが、今後活用できる資産が発生した場合、検討する。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	「南河内4市町村下水道事務広域化協議会」における検討に加え、先進事例を踏まえて、包括民間委託等の実現方法を模索する。
職員給与費に関する事項	今後は下水道事業を継続する人員体制の構築が重要な課題と考える。人事異動や退職者の増加等による技術力の低下を防ぐための人材育成等が必要。
動力費に関する事項	マンホールポンプ改築時に省電力型の設備の導入に努める。
薬品費に関する事項	薬品を使用する処理場等がないため、対象なし。
修繕費に関する事項	マンホール蓋の老朽化に伴う取替工事が必要になるため、維持管理に伴う他の設備の修繕とのバランスを考え、効果的な予算執行に努める。
委託費に関する事項	施設の維持管理に要する業務については、予防保全の観点から積極的に実施していくが、業務範囲や発注方法の最適化を検討し、経費の削減及び経営の効率化を図る。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルに基づき進捗状況を毎年確認。必要に応じて中間年度(概ね5年後)に見直しを行うが、新たな取り組みや計画の変更があった場合、見直しは都度行う。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
資本的収入	1. 企業債	102,500	133,400	107,800	120,000	128,700	127,100	122,700	103,500	96,900	89,100	85,500	80,900
	うち資本費平準化債	51,600	90,300	82,000	78,000	71,000	67,000	60,000	49,000	40,000	30,000	24,000	17,000
	2. 他会計出資金	53,922	17,444	45	45	45	45	4,236	8,738	13,389	18,084	21,920	24,822
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	34,550	33,000	18,894	34,902	26,074	26,622	27,180	16,491	16,847	17,213	17,586	17,967
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	573	3,752										
	9. その他												
	計 (A)	191,545	187,596	126,739	154,947	154,819	153,767	154,116	128,729	127,136	124,397	125,006	123,689
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	191,545	187,596	126,739	154,947	154,819	153,767	154,116	128,729	127,136	124,397	125,006	123,689
	資本的支出	1. 建設改良費	98,422	100,699	46,298	79,325	85,680	88,785	91,914	72,543	75,269	78,011	80,769
うち職員給与費		11,491	13,120	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022	10,022
2. 企業債償還金		211,682	204,846	196,218	191,926	184,765	180,440	177,469	171,639	166,023	159,762	156,053	151,117
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	310,104	305,545	242,516	271,251	270,445	269,225	269,383	244,182	241,292	237,773	236,822	234,661	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	118,559	117,949	115,777	116,304	115,626	115,458	115,267	115,453	114,156	113,376	111,816	110,972	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	114,663	114,507	114,892	114,064	113,909	113,837	113,974	114,512	114,052	113,376	111,816	110,972
	2. 利益剰余金処分数額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	3,896	3,442	885	2,240	1,717	1,621	1,293	941	104			
計 (F)	118,559	117,949	115,777	116,304	115,626	115,458	115,267	115,453	114,156	113,376	111,816	110,972	
補填財源不足額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	2,806,485	2,735,039	2,646,621	2,574,695	2,518,630	2,465,290	2,410,521	2,342,382	2,273,259	2,202,597	2,132,044	2,061,827	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)										
収益的収支分		110,811	120,420	117,734	114,874	122,127	131,266	142,344	153,695	163,442	173,669	183,494	194,023
	うち基準内繰入金	46,396	72,350	53,120	51,083	59,158	69,121	81,022	93,195	103,817	114,919	125,620	136,149
	うち基準外繰入金	64,415	48,070	64,614	63,791	62,969	62,145	61,322	60,500	59,625	58,750	57,874	57,874
資本的収支分		51,511	15,104	45	45	45	45	4,236	8,738	13,389	18,084	21,920	24,822
	うち基準内繰入金	202	24	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
	うち基準外繰入金	51,309	15,080	-	-	-	-	4,191	8,693	13,344	18,039	21,875	24,777
合 計		162,322	135,524	117,779	114,919	122,172	131,311	146,580	162,433	176,831	191,753	205,414	218,845

原価計算表

供用開始年月日 平成6年3月16日
 処理区域内人口 13,679人
 計算期間 自 令和7年4月
 至 令和12年3月
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	135,390	133,145		133,145
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	4,625	11,576		11,576
合 計	140,015	144,721	0	144,721

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給 料			-	
	諸 手 当			-	
	福 利 費			-	
	修 繕 費	2,050	2,903	2,903	
	材 料 費	664	410	410	
	路 面 復 旧 費			-	
	委 託 料	21,024	8,517	300	8,217
そ の 他	6,097	2,006		2,006	
小 計	29,835	13,837	300	13,537	
一 般 管 理 費	人件費				
	給 料	7,866	8,450	4,225	4,225
	諸 手 当				-
	福 利 費				-
委 託 料	21,892	17,035		17,035	
そ の 他	1,991	4,013		4,013	
小 計	102,759	117,107	4,225	112,882	
資 本 費	支 払 利 息	31,409	29,912	4,487	25,425
	減 価 償 却 費	261,458	259,315	194,486	64,829
	除 却 費				-
企 業 債 取 扱 諸 費				-	
小 計	292,867	289,227	198,973	90,254	
合 計 (Y)	425,461	420,171	203,498	216,673	

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	216,673

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.61

<使用料水準についての説明>

使用料で賄うべき経費に対する使用料収入の割合は61%程度となる予想である。今後、人口減少に伴い使用料収入の減少が見込まれ、経営状況はより厳しいものとなるのが予想される。資産維持費については本来必要であるが、使用料収入で経費をまかなえていないことから、当該算定において見込んでいない。以上を踏まえ、独立採算による経営を行うために、使用料水準の見直しについて検討する必要がある。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分は係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率向上に向け、下水道使用料の検証を行った結果、河南町が今後も国庫補助を受け続けるためには下水道使用料の改定が必要になることが見込まれました。

今後、経費回収率80%以上を達成するために、下水道使用料の改定を含めた経営改善を考えていく必要があります。

また、毎年度計画数値と決算を比較することで、どの程度乖離が生じているかを把握し、重要指標による評価を行い、経営の適切性について検証していきます。

(1) 経営戦略の目標

本町の下水道事業が将来にわたり持続的・安定的な汚水処理サービスを提供し続けていくには、財政状況を健全に保ちながら、計画的な投資を進めるために、計画期間中の経営目標を以下のとおり設定しました。

指標等	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)	令和17年度 (目標)
経常収支比率 (%)	100.00%	100%以上	100%以上
経費回収率 (%) (料金改定が行えた場合)	67.26%	70%以上	80%以上
経費回収率 (%) (料金改定が行えなかった場合)		80%以上	80%以上

経常収支比率を引き続き100%以上を維持します。また、経費削減の取組み、下水道使用料の改定等によって、経費回収率の改善を図ります。

(2) 経営戦略の事後検証

経営戦略の計画期間は令和2年度から令和12年度の10年間ですが、「経営戦略策定ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3年から5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされています。

(3) 経費回収率向上に向けたロードマップの推進と点検、進捗管理の方法

経費回収率向上に向けたロードマップの推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、少なくとも5年に一度、下水道使用料改定の必要性について検討するなどして下水道事業の持続可能性の確認を行います。また、「計画（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況等の確認や、改善策及び使用料改定の水準にかかる検証を行います。

(4) 経費回収率向上に向けたロードマップ

区分	概要	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
経営戦略の改定	投資財政計画の見直しを通じて、下水道事業の経営を見直す。	改定					改定					改定	
経費回収率向上に向けたロードマップの改定	投資財政計画を踏まえて、料金水準が適切であるか精査する。	改定					改定					改定	
施策													
ヒト	技術者研修等への積極的な職員派遣	継続											
	広域連携による人材育成の共同化	検討											
モノ	ストックマネジメント計画に基づいた点検調査等の推進	継続											
	点検調査修繕の包括的委託	継続											
	ウォーターPPPの導入検討	検討											
カネ	ICT活用（遠隔監視）による施設管理の効率化	継続											
	接続促進（水洗化率向上）による使用料収入の増加	継続											
	下水道使用料の改定	検討			改定準備	改定		検討			改定準備	改定	検討

経営比較分析表（令和5年度決算）

大阪府 河内町

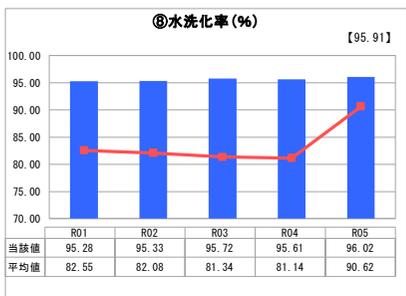
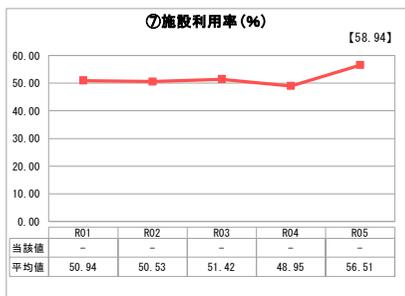
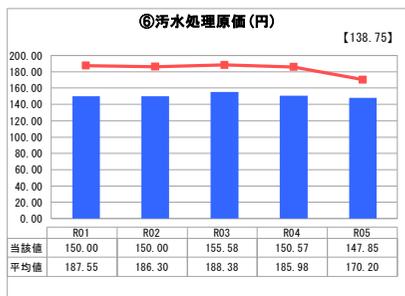
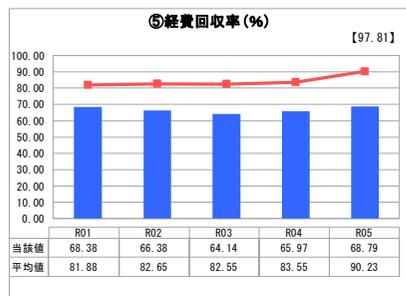
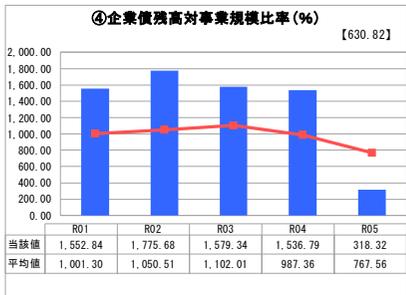
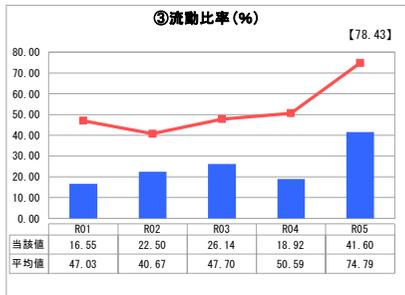
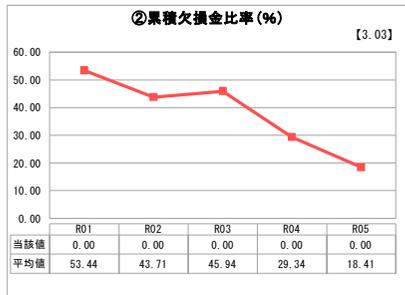
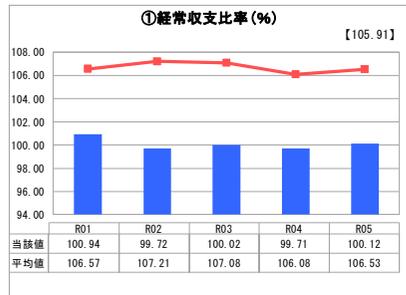
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.68	82.09	95.87	1,826

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,815	25.26	586.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
12,067	3.37	3,580.71

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

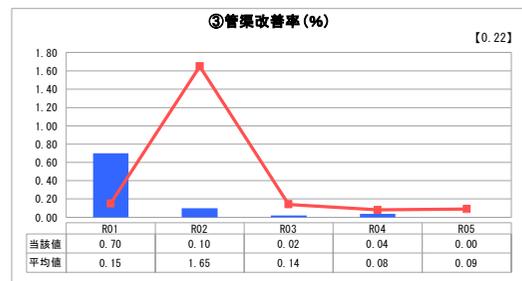
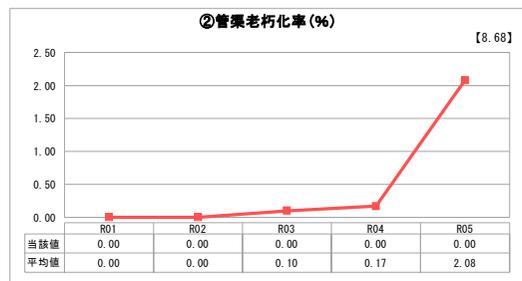
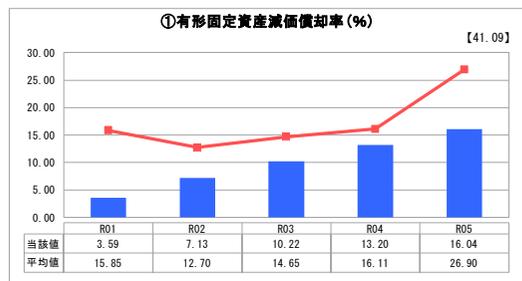
1. 経営の健全性・効率性について

- ・令和5年度の経常収支比率は100%に近い値であるが、収支不足を補うために一般会計からの繰入金を受け入れていることが主な要因である。
- ・累積欠損金比率は発生していない。
- ・流動比率について、過去に実施した下水道整備の投資に対する企業債の返還が大きいことが、類似団体平均値より低い要因である。令和5年度は過年度より増加しているが、未払金の増加による年度末現金の増加に伴うものである。
- ・企業債残高対事業規模比率は、グラフでは318.32%となっているが、令和7年1月末日精査の結果、本来の値は1471.06%である。理由としては、計上すべき数値の算定によるものである。類似団体平均値より高い数値であるが、新規下水道事業整備箇所の減少に伴い、企業債の新規発行が抑制されるので、今後は減少していく見通しである。
- ・経費回収率は類似団体平均値より低い数値であり、使用料の改定を考えていく必要がある。
- ・汚水処理原価は、本町の下水道は独自の終末処理場を持たない流域関連公共下水道のため、類似団体平均値より低い数値となっている。
- ・施設利用率について、本町は単独の処理場を持たないため、対象はない。
- ・水洗化率は、供用開始地区の水洗化促進に伴い、類似団体平均値と比較して高い数値となっている。

2. 老朽化の状況について

- ・有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値と比べて低い数値となっている。これは平成31年度より公営企業会計を導入していることから、減価償却額を5年分のみ計上しているからであり、今後は下水道施設の老朽化に伴い、上昇する見込みである。
- ・管渠改善率は、長寿化計画の終了に伴い、類似団体平均値より低い数値となっている。

2. 老朽化の状況



全体総括

- ・本町の下水道整備は概成に近付いており、既存の管渠施設については相当年数が経過している。老朽化する下水道施設については今後も、調査・点検・更新を行っていく。
- ・下水道事業経営は、流動比率が類似団体平均値を下回っていることから分かるように、令和5年度においても現金の確保に苦慮し、年度末には一時借入金で対応した。令和6年度についても同様の傾向となるのが予想される。こうした状況においても、安定した経営を継続していくため、令和2年度に策定した下水道経営戦略を基に、経営の効率化を進めていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和5年度決算）

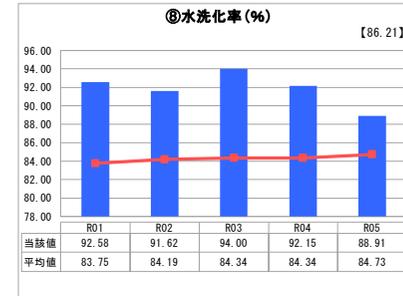
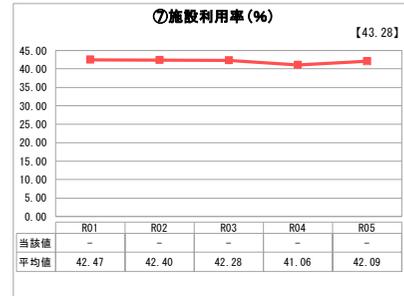
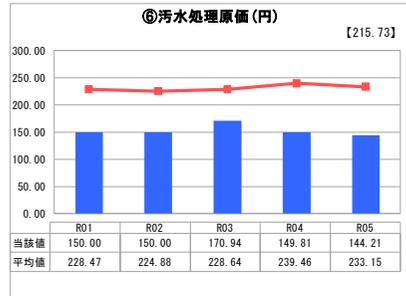
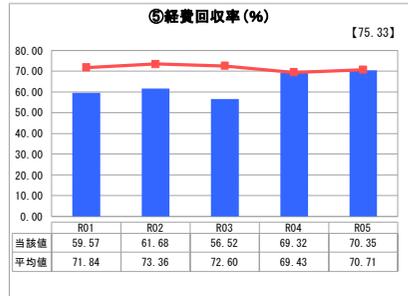
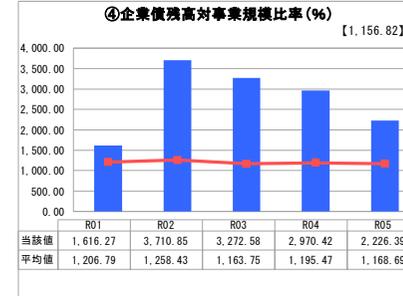
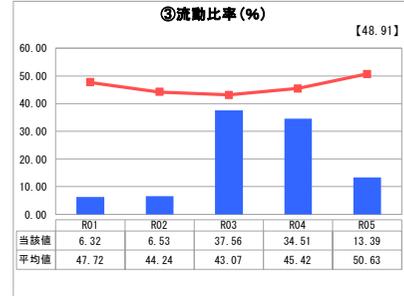
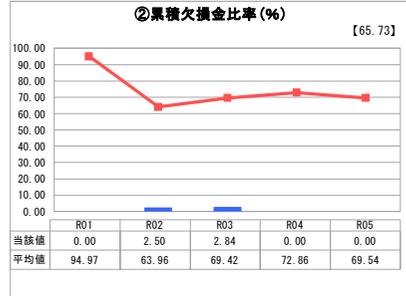
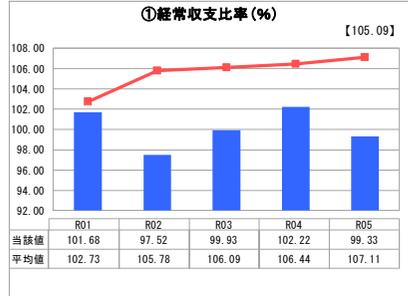
大阪府 河内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	42.71	12.02	91.38	1,826

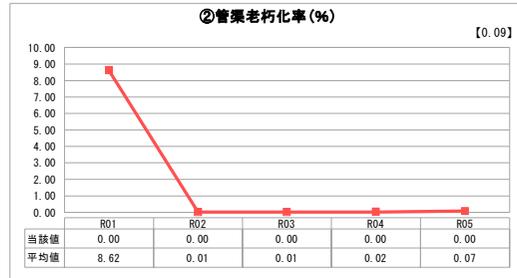
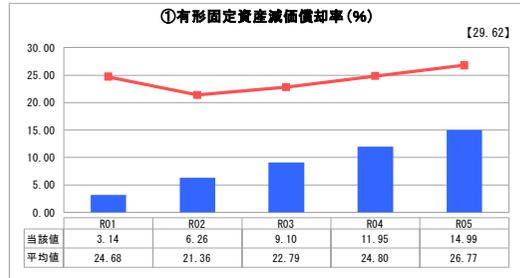
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,815	25.26	586.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,767	0.52	3,398.08

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・令和5年度の経常収支比率は100%に近い値であるが、収支不足を補うために一般会計からの繰入金を受け入れていることが主な要因である。

・流動比率について、過去に実施した下水道整備の投資に対する企業債の返還が大いことが、類似団体平均値より低い要因である。令和5年度は前年度に比して約21%減少しているのは、未払金の減少による年度末現金の減少に伴うものである。

・企業債残高対事業規模比率は、グラフでは2226.39%となっているが、令和7年1月末日精査の結果本来の値は1423.24%である。理由としては、計上すべき数値の遡算によるものである。類似団体平均値より高い数値であるが、新規下水道事業整備箇所への減少に伴い、企業債の新規発行が抑制されるので、今後は減少していく見通しである。

・経費回収率は資本費の減少に伴い上昇している。使用料収入の増減の影響もあり、70%前後で推移すると考えられるため、使用料の改定を考慮していく必要がある。

・汚水処理原価は、本町の下水道は独自の終末処理場を持たない流域関連公共下水道のため、類似団体平均値より低い数値となっている。

・施設利用率について、本町は単独の処理場を持たないため、対象はない。

・水洗化率は、供用開始地区の水洗化促進に伴い、類似団体平均値と比較して高い数値となっている。

2. 老朽化の状況について

・有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値と比べて低い数値となっている。これは平成31年度より公営企業会計を導入していることから、減価償却額を5年分のみ計上しているからであり、今後は下水道施設の老朽化に伴い、上昇する見込みである。

・管渠改善率について、本町の特定環境保全公共下水道は平成9年度に供用開始後、約25年経過しているが、法定耐用年数が近づくと時間がおり、管渠改善については実施していない。

全体総括

・本町の下水道整備は概成に近い状態であり、既存の管渠施設については相当年数が経過している。老朽化する下水道施設については今後も、調査・点検・更新を行っていく。

・下水道事業経営は、流動比率が類似団体平均値を下回っていることから分かるように、令和5年度においても現金の確保に苦慮し、年度末には一時借入金で対応した。令和6年度についても同様の傾向となるのが予想される。こうした状況においても、安定した経営を継続していくため、令和2年度に策定した下水道経営戦略を基に、経営の効率化を進めていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非通用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。